



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	差額地代と収穫逦減法則について
Author(s)	河西, 勝
Citation	北海道大學 經濟學研究, 24(4), 93-117
Issue Date	1974-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31302
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(4)_P93-117.pdf



差額地代と収穫逦減法則について

河 西 勝

周知のように、大内力教授は「差額地代と収穫逦減法則」なる論文(『地代と土地所有』——以下『地代』と略称する——の第二章)において、差額地代の成立を解明するためには、理論的には必ずいわゆる下向序列ないし収穫逦減が前提にされなければならないと主張された。また日高普教授も同様な主旨の議論を展開された(『地代論研究』——以下『研究』と略称する——のⅡ、Ⅲを参照)。マルクスは地代論を研究する場合に、リカードの収穫逦減の法則を主たる批判の対象としていた。かれは差額地代の第一形態において、農産物に対する需要増大と共に耕作が優等地から劣等地へと下向に発展するという想定を否定し、そして差額地代の第二形態を、一定の耕地に対する投資の増加が必ずしも収穫を逦減するものではないことを明確にした上で解明したのであった。両教授はマルクスのこの古典学派にたいする独自の見地に改めて疑問を投じて、「差額地代論を原理論の範囲で論ずるかぎりでは」「リカードの思考方法こそむしろ正しい考え方なのである」(『地代』70頁)とされたのである。しかしこれは、単にマルクスに対してリカードを擁護したというのではなく、地代論の課題に関わる次のような根本的な問題の提起を意味したという点で、新たな意義をもっていたのである。

すなわち第一に、差額地代の成立は、農業のような制限され独占されうる自然力(土地)を主要な生産手段とする資本投下部面において、市場価値法則が直接的に貫徹した結果であるとされる場合には——因に差額地代に関するこのような規定は、戦前の地代論論争における「平均原理」か「限界原理」かをめぐる議論を全面的に止揚してえられた成果に基づくものに他ならない

が——その論理を一貫させるためには、必然的に下向序列ないし収穫逡減を理論的には想定せざるをえないのではないかということである。第二には、このような形で差額地代を説くことは、また次のことからのとうぜんの帰結でもあるとされた。つまり絶対地代も含めて地代論は、マルクスがそうしているように近代の土地所有は与えられたものとしてその資本家の生産様式に照応する土地所有形態を原理的に規定することを目的とするというよりも、むしろ近代的土地所有自体の根拠を説明するために、「論理的には土地所有のないところから出発し、地代が展開されるなかで、その成立の必然性」(同223～224頁)を論証するものでなければならないということである。

もちろん、基本的に以上の二つの重大な問題提起を含む、差額地代と収穫逡減法則との必然的連関を説く見解にたいしては、既に、宇野弘蔵教授の「資本主義と土地所有——大内力君の新著『地代と土地所有』を読む——」なる論文(『宇野弘蔵著作集——以下著作集と略称する——第四巻』)や同教授編集による『資本論研究Ⅴ』(以下『「資」研究』と略称する)を始めとして、マルクス地代論を基礎とする立場から積極的な検討と批判が加えられてきた。しかしこのような多くの論究によっても、今までに問題の完全な解決が得られたとは必ずしもいえないのではないかとわれわれには思われる。そこで小稿では、この点を具体的に明らかにしながら、大内・日高教授の「リカドゥへの復帰」がもつ意義と限界について再度吟味することにした。

二

大内教授が、「歴史的事実を問題とするかぎりには、マルクスのリカドゥ批判はおそらく無条件に正しいといえよう」が「抽象的・理論的な問題として差額地代を考えるばあいには、はたしてマルクスがしたように、上向序列でも下向序列でも、ないしは収穫逡増でも、逡減でも地代の成立には変りはないといってしまういいものかどうかは大いに疑問である」として、「むしろ歴史的事実はどうであろうとも、理論的には下向序列と収穫逡減を前提として、はじめて差額地代の成立を解明することができる」といったほうが、正当であ

ろう。』(『地代』62～64頁)と主張される根拠はつぎのとおりである。

まず差額地代第一形態の下向序列について。「差額地代は、第一形態にかぎっていえば、土地の自然的条件に差があり、特定の相対的に優良な土地について特定の資本がこれを独占的に支配しうることを基礎にして成立する。このばあい、いうまでもなく特定の相対的に優良な土地を、特定の資本が独占的に支配しうるという条件は、じゅうぶん重要視されなければならない。たんに土地の自然的条件に差があるということだけでは、むしろ差額地代は成立しえない。なぜならいかに差があろうとも、もし最優等地がじゅうぶん大量に存在するならば、その優等地だけが耕作され、したがって地代も、その基礎になる超過利潤も、およそありえないからである。したがって、およそ優等地は、その耕作によって、穀物の社会的需要を満すためにじゅうぶんなほかに存在せず、劣等地の耕作が不可避になっていること、そのことを基礎として、優等地を耕作する資本には経営の独占が成立していること、それこそが地代に転化すべき超過利潤を発生せしめる基本的な条件なのである。」第一形態の差額地代が形成される基本的条件を理論的に以上のように考えることができるとするならば、下向序列を想定することによってはじめて、その成立を「無条件的に」論証することができる。「けだし、豊穡な土地から豊穡でない土地への移行ということは、そのなかに、とうぜん豊穡な土地がすでに耕作されつくしており、したがってそこに資本の独占を成立せしめつつ、より豊穡でない土地へと耕作がすすんでいっていることを含蓄しているからである。」ところがそれに対して上向序列を想定し、「つねに耕境がより優等な土地へと拡大してゆくものとするならば、それだけではけっして地代の成立を論証することはできない。「われわれはべつに、それにもかかわらず優等地には、社会的需要にたいする相対的な関係からいえば、せまい限度があり、劣等地の耕作が不可欠であることを、そのたびに仮定しなければならないことになる」からである。だがこの仮定は歴史的事実としてのみ可能なものである。そこでまさに問題なのは「そのような歴史的事実が、すぐ理論の前提として与えられていいものかどうか」ということである。こうして大内教授

によれば、上向序列による差額地代成立の論証は、けっきょく「抽象的・原理的に規定された世界」を前提とする地代論の方法を逸脱して、「より具体的な、歴史的に与えられた事実を密輸入」(同65～68頁)することにならざるをえない故に不可能だというのである。

次に差額地代第二形態の収穫逦減について。収穫が逦増する場合に地代が生じるためには、第一にそれが、農産物の社会的需要をすべて満し「ほかの多くの土地を耕作から追いだしてしまうものではないこと」、第二に「収穫の逦増をもたらす技術的改良が総投下資本を合体してひとつの資本たらしめるような性質のものでないこと」をつねに前提しなければならない。ところが「このような前提は、歴史的事実としてはたしかにみとめうる」としても「しかし抽象的原理のなかにそれをいれていいかどうかは、やはり問題なのである」。それに対して、「収穫を逦減的なものとして考える」ならば「はじめて無条件的に地代の成立を論証しうる」(同69頁)ということになる。

こうして教授は、「差額地代論を原理論の範囲で論ずるかぎりでは、むしろリカードゥがそうしたように、収穫逦減(下向序列をもふくめて)のうえでそれを展開することがぜひ必要な手づきであるように思われる」(同70頁)とされ、さらにそのことは「土地の自然的制限性が差額地代を発生せしめ、そこから土地所有が必然的に成立し、さいごにその土地所有が絶対地代を成立せしめるという」地代論全体の論理展開からいっても「とうぜんの帰結なのである」(同72頁)と結論されるのである。そして「そのいみで上向序列とか収穫逦増というのは、理論的にはあやまってまぎれこんだ無用の瘤にすぎない」(同)といわれるのであるが、大内教授は「このような無用の瘤がまぎれこむ必然性」を、やや一般的に『資本論』の論理の「展開方法」自身に求めておられる。つまり、『資本論』全体に、「歴史的なものと論理的なもの」との「対応をあまり強くみすぎる傾向」があるために、一方では、「たとえば商業資本や貸付資本の導入のしかた」あるいは「土地所有の導入のしかた」にみられるように、「論理的に説明されなければならない問題がしばしば歴史的に与えられたものとして……理論のなかにとりこまれてしまうということ」が

起き、他方では、「歴史的事実として与えられたものを理論のなかにとりいれるばあいには、理論がゆるす範囲をこえて具体的なものとしていれてしまうあやまりもときにはみうけられる」が、マルクスが、上向序列ないし収獲逓増も存在しうとしたのは、後者の「ひとつの好例といえよう」(同72~73頁)といわれるのである。ここに教授がそれらを理論展開からは排除すべきだとする根拠が端的に示されているというべきである。

だが上向序列ないし収獲逓増を想定することは、「労働者階級の生活水準がどう動くかという」「具体的な歴史の問題」を「窮乏化法則などという形でとりいれること」が「あやまり」とされるとおなじような意味で、「論理の厳密な展開のためには」「じゅうぶん意識してさけられなければならない」「歴史的具体性の密輸入」(同73頁)を犯すことに本当になるのであろうか。われわれは、このような認識は、純粹資本主義の想定において排除されるべき事実とこの社会においても想定されなければならない事実とを混同するという方法的ずさんさについては問題にしないとしても、原理論における「土地所有の導入のしかた」にも示されている教授の「歴史的なもの」と論理的なものとの関係にたいする理解と同様に、根本的な難点を含んでいると考える。とはいえ教授のこの主張が全く無意味であるとは思われない。つまり大内差額地代論の意義と限界こそが明確にされなければならないだろう。そのためには同時に、宇野教授のそれにたいする批判の問題点が剔抉されなければならないし、また日高教授の所説も十分に検討されるべきなのである。

三

宇野教授は、地代論では土地所有が最初から前提されているということが、差額地代第一形態における下向序列の必然性を理論的に否定することになると主張される。「土地所有の発生自身ではなく、資本家的土地所有の形成を地代に転化する超過利潤の形成を展開することによって説くということが、下向序列の必然性の否定としてあらわれる。」つまり、教授によれば、「優等地が大量に存在して社会的需要を十分に満しうる限りは、差額地代は成立しえな

い、と〔大内教授は……引用者〕いうのであるが、ここで注意しなければならないのは、優良地が存在するということと、耕作されるということとが同一視されている点である。このような同一視が許され、優良地が存在するかぎりにおいて資本にとって自由に耕作されると仮定しうるばあいにこそ、優良地だけで農産物の社会的需要が満たせなくなると次により劣等な土地が耕作されることによって地代に転化する超過利潤が発生する、という下向序列の必然性の論理は成立する。だからこの論理は、「最優等地にしろ、最劣等地にしろ、それが資本にとっては自由に投資しうるものとして出発するという、いわば地代発生史を展開するということ」になっている。しかし土地所有を前提とするかぎりこの仮定は成立しえない。「資本が自由にその投資をなしうる土地は、直接の生産者たる労働者と土地との分離を前提とする限り、資本自身にも存在しないものとなっているはずである。」だから下向序列を必然的なものとすることはできない。「差額地代に転化すべき超過利潤の増減が、いかえればその部分的なる発生、消滅が種々なる差等を有する土地の耕作圏への出入によってもたらされるということ」しか問題にしえない。実際基本的には差額地代第一形態の規定は、「＜地代に転化＞さるべき＜超過利潤＞を明らかにするということに留まるのであって、差額地代の発生によって土地所有自身の発生を説くものではない」、「いかなる序列をもって耕作地の拡大があったとしても、その耕作地に差等のある限り、差額地代に転化されるべき超過利潤の形成されることを明らかにしようというわけである。」（『著作集第四巻』397～398頁）

たしかに、教授のいわれるように、土地所有のために資本は優良地を自由に利用しえないということになると、下向序列の必然性は成立しえない。一定の時点では耕作されなかった優良地もその後いくらでも耕作されうるからである。だから穀物需要の増大と価格の変動と共に上向序列であれ下向序列であれ、耕作圏はいずれにも変動しうるとしなければならない。差額地代第一形態は、序列はもともと問題にならず、ある一定の時点の結果としてとらえたばあいに、耕作地の差等に基づく超過利潤が転化されたものであるとい

う以外にはないことになる。しかしわれわれがここで疑問に思うのは、土地所有を前提にすれば、どうして優良地を資本にとって自由に投資しうるものと考えてはならないことになるのかという点である。むしろ私的に所有されている優等地が存在しているのに耕作されないと考える方が困難ではないだろうか。なぜなら、いうまでもなくそれは資本家に提供されて耕作されるならば、地代に転化されるべき超過利潤を生み出すことができるからである。

教授は「優良地はもう残りなく耕作されているということのなかには、資本にとって土地所有はないものとして出発していることになる、その点が問題なのだ」(『「資」研究』399頁)といわれる。しかし資本にとって土地所有はあるものとして出発したとしても、あるいは出発するからこそ、優良地は残りなく耕作されることができるのではないか。教授は大内教授にたいして「資本にたいする土地所有の対立をぜんぜん考えないことになるのではないか」(同 398 頁)と批判されるのであるが、自身で土地所有がどうして資本と対立せざるをえないかを明らかにされているとは決していえないのである。例えば、資本が自由に優良地を利用できるとすれば「資本は生産過程を把握しえなくなる。直接の生産者が、その土地を利用してよいわけで労働力は商品化することにならない」(同) からだといわれるが、逆に土地所有があるものとして直接の生産者が優良地を利用できないからといって、資本が自由にその土地を利用しえないとすることはできないのである。

マルクスは、リカードとアンダーソンがともに「一、土地への任意の資本投下を拘束するものとしての土地所有は存在しないという見解。二、優等地から劣等地へ進むという見解（この点は、リカードでは、科学と工業との反作用による中断を別とすれば絶対的である）。三、資本は、すなわち農業で充用されるための適当な資本量は、つねに存在する、という見解」——以上三つの「ヨーロッパ大陸では非常に奇妙だと思われる」見解——から出発していることを指摘したあと、特に一と二の見解に関してその根拠を次のような二つの点から明確にしている。「第一に、イギリスの〈囲い込み法〉の特質から。これは、ヨーロッパ大陸の共同地分割とはまったくなんの類似点ももたない。

第二に、資本主義的生産がヘンリ七世以後のように農耕の伝統的な諸関係を容赦なく処理し、その諸条件を自分に適合させ従属させたところは、世界じゅうどこにもない。イギリスはこの点では世界の最も革命的な国である。すべての歴史的に伝えられた諸関係が、単に村落の状態だけではなく村落そのものが、農民の住居だけではなくこの住民そのものが、農耕の本源的な中心だけではなくこの農耕そのものが、農村での資本主義的生産の諸条件に矛盾したり適合しなかったりしたところでは、容赦なく掃滅されたのである。たとえばドイツは、経済的諸関係が耕作区域の伝統的な諸関係や農耕中心の状態や住民の特定の諸集団によって規定されているのを見いだす。イギリス人は、15世紀末以来農業の歴史的な諸条件が資本によってしだいにつくりだされてくるのを見いだす。この連合王国で〔慣用される〕〈地所の清掃〉〔“Clearing of estates”〕という専門語は、ヨーロッパ大陸のどの国でも見いだされない。いったいこの〈土地の清掃〉というのはなんのことだろうか？それは、追い払われる定住民にも、掃滅される既存の村落にも、破壊される農業用建物にも、たとえば農耕から牧畜へと一挙に変えられてしまう農業種類にも、なんの顧慮も払われることなしに、すべての生産条件が伝統的にあるがままに受け取られないで、資本の最も有利な投下のための事情のもとでそれらがとらなければならないような形に歴史的につくり変えられるということである。だから、そのかぎりでは、どんな土地所有も存在しないわけである。それは資本——農業者——に自由に耕作をさせる。というのは、それにとってはただ貨幣収入だけが問題だからである。それだからこそ、自分の祖先伝来の耕作区域や農耕中心や農耕民団などが頭のなかにあるボンメルンの一地主〔ロードベルトゥス……引用者〕は、リカードが農業関係の発展について抱いている〈非歴史的な〉見解にびっくり仰天するのであろう」（『剰余価値学説史』マルクス・エンゲルス全集26Ⅱ、大月書店）と。

以上のマルクスの古典学派批判に依拠して考えてみるならば、大内教授が、土地所有を捨象するという「非歴史的な」前提から論理的には出発するものとされたのは、究極的には、ここでは本来資本と土地所有とは対立するも

のではないということに淵源があり、それに対して宇野教授は、土地所有を前提にするというとうぜんの歴史的見解から出発すべきだとすることに基づいて、一般的に資本と土地所有との対立を主張されることになったといえるのではないだろうか。

四

ここで両教授のいわば一面的な強調を止揚するものは、けっきょくマルクスの土地所有は「この超過利潤の創造の原因ではなく、地代の形態へのその転化の原因であり、したがって、土地所有者……による利潤または商品価格のこの部分の取得の原因である」(『資本論』岩波文庫版——以下『資』と略称する——(Ⅴ)59頁)という見地以外にはないであろう。宇野教授も最初はこの見地に立脚され、「差額地代は、土地に自然的豊度の相違があり、特に比較的優良地の面積が限定されているために劣等地をも耕作せざるを得ないということから生ずる」(『著作集第一巻』399～400頁)とされていたのであるが、その後序列問題を契機として、「たしかに優良地が制限されているということが、その前提にはなるが、それだけではなく、制限された土地が、資本によって利用せられる際に生ずる超過利潤が、資本として処分しえないものとして地代化されるのである」(『著作集第二巻』135頁)というように、資本と土地所有との対立を含んだ内容に主張を変えられた。しかしそれは既にみたようにむしろ後退であるといわなければならないであろう。優良地を資本が自由に利用する限りにおいて土地所有が対立的に介在しないとしても、その超過利潤の地代化は、資本家的土地所有を規定することにはなるのであって、対立的に介在させなければ、大内教授が主張されるような「土地所有そのものを成立せしめる」(同137頁)という論理展開になってしまうとは必ずしもいえないのである。

他方ではまた大内教授は、マルクスが「土地所有の独占、資本の制限としての土地所有は、差額地代において前提されている。なぜならば、この土地所有なしには、超過利潤は地代に転化されず、借地農業者のかわりに土地所有者に帰属することはないであろうからである。そして、制限としての土地

所有は、差額地代としての地代がなくなるところ、すなわち土地種類A〔最劣等地……引用者〕においても、やはり、存続する。』（『資』(Ⅷ)232頁）といっているのに対して、次のように批判されている。「差額地代において土地所有が前提されるという理解は正しい理解とはいえない。そういえば、一方では土地所有が歴史的なものとして、そして私有財産制のもとではやむをえざる悪として前提されており、他方では資本自身の競争をつうじて超過利潤が形成されている、この両者がたまたま結びつくことによって、超過利潤が地代に転化されるというように考えられることになる……」（『地代』221頁）と。だがそのように「考えられること」になんら不都合はないであろう。超過利潤の地代への転化は、土地を生産手段として利用することによって生じた超過利潤と土地所有とが「たまたま結びつくこと」による以外には行われようがないのである。「たまたま結びつく」といえば、全くの偶然のように考えられるかもしれないが、それはいわば「予定調和」であって、労働力商品と資本との結合についても全く同様なことがいえないだろうか。

マルクスは「資本主義的生産様式がその開始に際して当面する土地所有形態は、この生産様式に適応してはいない。それに適応する形態は、それ自身によって、農業を資本のもとに従属させることによって、初めて作り出される」（『資』(Ⅷ)10）といっている。「土地所有の独占は」資本主義的生産様式の「歴史的な前提」であり「その永続的基礎」である。いわゆる資本の本源的蓄積の過程はこの「土地所有の独占」を歴史的に作り出すのである。しかし土地所有にたいするこのような形態規定だけでは、資本主義的生産様式に「適応する経済形態」としての土地所有形態を積極的に解明したことにはならない。それは、さらに「農業における資本主義的生産様式とそれに対応する土地所有形態」——換言すれば、「一般に、農業における資本の投下から生ずる特定の生産・交易諸関係」（同8頁）——をより具体的に明らかにすることによって初めて達成される。ここにこそマルクス地代論の課題はあったといわなければならないのである。

宇野教授もいわれるように、「土地所有自身」は「例えば商品から貨幣、貨

幣から資本への展開のように、論理的展開自身によって、その発生が解明されるものではない。地代論の論理は「資本にとっていわば外部的に与えられた土地所有を資本家的生産方法に適応した形態に転化しつつ規定してゆくものとして展開されなければならない」(『著作集第四巻』398頁)のである。資本論の体系では、『資本論』で実際にそうされているように、労働力を商品化する労働者階級の存在は理論的に前提され、その発生は、本源的蓄積の問題としてその体系の外で歴史的に取扱かわれる以外にはなかった。同様に土地所有の存在は理論的に前提されなければならず、その発生は論理的な必然性としては絶対に説けないのである。そのことは「労働力商品化による資本主義の発生は、この土地所有の対立を絶対的条件とするという関係にある」(『「資本研究」』398頁)ことをみとめるならばとうぜんのこととされよう。そもそも「土地所有自身の成立も地代論で解明されるもののように考えるのは、資本主義が自分の前提をなすものを自分自身で作っていくということになるのでよくない」(同397頁)のであった。

以上のことから、「近代的地土地所有の根拠」を説明するために、土地所有の成立を理論的に展開されようとした大内教授の立論は、自から(教授が批判されたマルクスの方ではなく)「論理と歴史」を「混同」し、地代論の目的を完全に誤解されたことによるものといわざるをえないのである。

ところでこのように差額地代の形成にとっては土地所有は前提されなければならないが、かといってまた、少なくともその第一形態においては、資本に対する土地所有の「対立」を主張することもできないとすれば、下向序列の必然性をめぐる宇野教授の論難にもやはり難点があるということになる。教授はたとえば、「ぼくは差額地代第一形態をいわば結果として把握」(同401頁)しているといわれる。その意味するところは、差額地代第二形態が資本蓄積にともなう運動過程の問題であるのに対して、差額地代第一形態はそのような過程を問題としないということであるが、ここでいわれる「結果」の内容がさしあたり問題となる。一定の時点で、現実には耕作されている土地の間に優等、劣等の差があり、そのために投下された資本に地代に転化されるべき

超過利潤が得られるものとそうでないものがあるというだけで、それを「結果」といえるかどうかということである。なぜなら、それが他面でまだ耕作されない優良地が残存しているという状態であるとするならば、それはいかなる意味でも「結果」とはいえないだろうからである。

このことは、一般的に市場価値論の問題として考えてみれば明らかである。いうまでもなくある商品の需給関係の変動にともなって、一定時点で上位、中位、下位のいずれの生産条件のものが究極的に需要増大に対応する供給に応じるかということによって、その商品の社会的価値を規定する資本の生産力水準は決定される。この場合に、例えば上位の生産条件をもつ資本が存在しうるのにもかかわらずそれがまだ商品の生産と供給を行わず、供給がたまたま下位の生産条件によって行なわれているという状態は、商品生産の無政府性からすればとうぜんありうることであるが、市場価値規定にとってはなんらの意味ももちえない。下位のものが市場価値規定に関連するか否かは、上位ないし中位のものが可能な限りの供給を実際に実現して以後にはじめて問題にしうるにすぎないのである。というのは、市場価値規定はたしかに「結果」であり、この「結果」とは、論理的にその社会が一定時点には一定の生産力水準を個々の産業部門について前提にしていること、しかもその生産力は必ず商品経済的な形態的機構を通じて実現されうるものであることに基づいているといつてよいからである。この点は市場価値規定の直接的貫徹としての差額地代の形成にとっても同じことがいえるはずである。

五

差額地代論では、最劣等地が市場価値を規制するのであり、それは、優等地が制限されているために、農産物の需要に応じるためには、最劣等地の耕作による供給が絶対的に必要になるということを根拠にしているのである。宇野教授はこれについて、「もちろん劣等条件の生産価格が市場生産価格を規定するということには相違ないが、それが逆に優等条件のものはもう残らないという必要はないといっているのだ」(同399頁)といわれる。だが最劣等

条件が市場価値を決定するとして、しかも優等地が全部耕作されていると考
える必要がないとする場合には、「土地所有によって資本の優等条件への流入
が阻止されている」ことが明らかに前提されなければならない。そこで教授
はこの阻止はどのようになされるかを次のように説明される。「もちろん第一
形態ではまだ絶対地代におけるような土地所有の問題を論じているわけでは
ない。最劣等地の地代はもちろん第二形態の場合のように土地所有が積極的
に影響する問題も問題にしているのではない。しかしそれだからといって土
地所有はないところというのではない。最劣等地に地代がないものとする
ということから土地所有をないものとするわけにはゆかない。……最劣等地
に投ぜられた資本の生産物の個別的価値で市場価値が決まれば、優等地の資
本は地代を支払うということを問題にしているだけで、流入を阻止するとい
うのも地代があるということをいっているだけで、優良地はすべて資本によ
って利用せられているかどうかということは問題にしているわけではない。
資本としては優良地ならば地代を支払わなければならないというだけだ。」
(同400～401頁)と。

しかし、優良地には地代を支払わなければならないから、そこへの資本の
流入は阻止されるという論理は成り立ちえないであろう。というのは、優等
地といってももともとそこに資本が投下されなければなんらの地代も生み出
されないのであるから、地代取得を望まない土地所有者を例外とすれば、か
れらは、例えば地代を半分にして他の半分以上を超過利潤として資本家に渡して
でも、自ら資本の流入を促進するであろうからである。もちろんそれは資本
間の競争を呼び起こして、けっきょくは超過利潤はすべて地代に転化せざる
をえないが、いずれにしてもこうして優良地は全部耕作圏に入ることになる
としなければならないのである。

このように考えると、宇野教授と同じように差額地代第一形態では「結果」
だけが問題であるとしても、また大内教授の主張される土地所有の発生の論
理的展開ということの問題外であるとしても、下向序列は必然的なものであ
るとはいえないであろうか。つまり、農産物の需要に対して、まず優等地の

耕作が供給に応じ、その全耕作によっても満たせない部分は次の優等地によるものとして、耕作圏は次第に下向に展開し、最後に優等地の制限性によって最劣等地の耕作が需要を最終的に満たさざるをえないことになる、それが農産物の市場価値を規定し、それに対応して優良地は地代に転化する超過利潤を生み出すことになるといえるのではないだろうか。もちろんこのような下向序列は、資本蓄積の進行と需要増大に対応する供給増大という過程によるものではないことが十分に注意されなければならない。それは一定の時点における一定の需要に対する供給の側の論理的序列と違ってよいであろう。

では、この下向序列の必然性は、農産物の需要増大による供給増加という「過程」においては、決して妥当するものではなく、「結果」における論理的序列として限定されなければならないということはどうしてなのか。

今仮りに、ある国のある発展時期Ⅰ、Ⅱを想定して、Ⅰの時期には、穀物の耕作が最劣等地AからB・Cそして最優等地Dにおいて行なわれ、次のⅡの時期にはa（最劣等地）、A、A'、B、B'、B''、C、D、D'（最優等地）において行なわれるものとする。ⅠからⅡにおいては穀物需要の増大があり、それにたいして、a、A'、B'、B''、D'による耕作拡大と供給増大が実現するものと仮定されるのである。そうすると、まず、ⅠでもⅡでも、おのおのにおいては、「結果」における論理的序列としての下向序列の必然性が承認される。マルクスのように、「順序は、でき上がったものとしては——その形成過程がいかなる経過をとったかを問わず——つねに、下降的であるというように現われる。なぜならば、地代の考察に際しては、まず地代の最大限をもたらす土地から出発して、最後に地代をもたらさない土地に至るのを常とするであろうから」(『資』(Ⅳ)78頁)である。また、ⅠのB・C、D、ⅡのA、A'、B、B'、B''、C、D、D'の地所の広さには制限があり、ⅠのA、Ⅱのa'にはそのような限定は問題にならないこともとうぜんのこととされている。

したがって、Ⅱの時点におけるA'、B'、B''、D'は、Ⅰの時点ではむしろそうしたものとしては存在していず、その時には位置ないし豊度からみて最劣等耕地以下の劣等地か、または未開墾地としてあったものにすぎない。そ

れらがⅡにおいて優良地として耕作圏に流入するためには、開墾ないし土地改良などが施こされる必要があったわけであり、また交通により位置が変化したとしてもよいが、これはより多くの地代取得を企図する土地所有者によって担当されたと考えてさしつかえない^註。もちろんここでは、借地資本家にとって、これらの優良地がいかなる具体的な過程を経て耕作に提供されることになったかということが問題とならないと同様に、理論的には、資本にとってⅠには存在していなかった優良地が、Ⅱには存在しているということだけが想定しえればそれでよいのである。そしてこの想定は、地代論では最初から土地所有を前提にしているということだけで十分に可能であろう。

かくしてⅠからⅡへの「過程」における耕作圏の変化は、下向に必然的に展開するものとは絶対的にいえないことになる。もちろん上向に必然的に展開するともいえない。上向であれ下向であれ、耕作圏の拡大は、資本にとっては、土地所有者が新たにいかなる優良地を提供するかという全く外的な条件に左右されるのであって、偶然的なものにならざるをえないのはけだしとうぜんなのである。ⅠからⅡへの変化は、たまたまⅠで未発見だった優良地が、Ⅱで新たに発見されたことによるという程に偶然的なものでは決してないが、また単に資本蓄積に伴う論理的に必然的な展開によるのでもない。それは、たしかに一面では、新たな優良地と資本との必然的な結合によってもたらされたのであるが、他面では、その土地の提供自体が土地所有者にかかわるものとしてであったことから、資本にとっては、あくまで外的な与件の変化に対する適応であるに過ぎなかったのである。

以上のように、「結果」としては論理的に下向序列が必然的であり、「過程」としては、序列における必然性はありませんということは、これを簡単に総括していえば、つまり、一定の時点には、つねに優良な耕地は制限されたものとしてあらわれるが、一定の期間においては、その制限性は土地所有によって可変であり、緩和されうるものであるということに他ならないであろう。

注 拙稿「＜土地合体資本＞と地代論」(『北大経済学研究』第24巻第2号所載) 参照

六

マルクスは、ある時点において耕作されているA、B、C、Dの四種の土地を想定して、このような結果がもたらされた過程を、下向序列と上向序列とにわけて次のように述べている。(この時点では小麦の価格は1クォーター当り60シリングで、最劣等地Aがこの市場生産価格を規定するものとされている)「下降の順序における過程はこうだった。1クォーターの価格が、たとえば15シリングから漸次に60シリングに騰貴した。Dによって生産される4クォーター（これを100万単位で考えてもよい）では足りなくなるや否や、小麦価格は、供給不足分がCによって作り出されうる程度まで上昇した。すなわち、価格は1クォーター当り20シリングまで上昇したにちがいない。小麦価格が1クォーター当り30シリングに上昇するや否やBが、60シリングに騰貴するや否やAが、耕作されえた。……これに反して、順序が逆で、過程がAから始まったとすれば、そのばあいには、新たな耕地が耕作に着手されねばならなかったと同時に、最初まず1クォーターの価格が60シリング以上に騰貴した。しかし必要な供給量2クォーターがBによって与えられたので、価格は再び60シリングに下がった。そのばあい、Bは1クォーターを30シリングで生産したのであるが、しかし、その供給がちょうど需要を充たすのに足るだけだったので、1クォーターを60シリングで売ったのである。かようにして、まずBについて60シリングの地代が形成され、また同じ仕方で、CおよびDについても形成された。いずれのばあいにも、CとDは相対的には、1クォーターをそれぞれ20シリングと15シリングの現実価値で生産したとはいえ、Aの生産する1クォーターの供給が依然として総需要を充たすために必要なので、市場価格は60シリングのまま変わらない、ということを前提してである。このばあいには、最初はAにより、次にはAとBとによって充たされた需要以上への需要の増大が引き起こしたことは、B、C、Dが順次に耕作されえたということではなく、一般に耕作可能化の耕作が拡大され、そして豊度のより高い諸地所が偶然的に初めてその範囲に入ったということ

であろう。』（『資』(Ⅳ)69～70頁）

ここで最初はDまたはAだけから出発するという想定はやや不自然ではあるまいか。例えば、「下降的順序」のばあいには、降旗節雄教授が大内教授にたいして指摘されているように、それが「……土地のいろんな条件というものを資本家社会が全部見渡して、つまり優等地劣等地の数量的関係を全面的に把握して、そのもっとも優良な条件から生産を開始して、それが完全に突き当たった場合にはつぎへ行くという形の合理的な機構としてとらえ」（『資』研究』405頁）られることになりかねない。やはり無政府的な商品生産を前提するかぎりにはつねに豊度の異なる多数の土地が同時に耕作されているものとして、「結果」を時系列にみたばあいには、下向ないし上向に需要の変化と価格変動に対応した耕作圏の拡大が行なわれるものと想定されるべきであろう。あるいはここでのマルクスの図式は、そうした実際の関係を極めて単純化して示したものと解釈できないわけではないが、誤解を免れないことになるのではないだろうか。他方では実際にマルクスも、われわれが先にみたようなⅠの時点とⅡの時点とにおける相互の耕作圏の比較を地代表のⅠとⅡとの比較として行っているのであって、このA、B、C、Dの四種の土地で構成される地代表Ⅰも、マルクスのように地代表それ自身の形成としてではなくて、他のそれ以前に形成された地代表に比較されるものとして考察されるべきであったといわなければならない。

だがそれはともかくとして、ここで特に問題にしたいことは、以上のようなマルクスの下向序列と上向序列の解説にたいする次のような日高教授の批判についてである。

つまり教授はまず、マルクスは、「差額地代論の展開に際して下向序列と上向序列とを平等に並列させた。果してこの両序列は並列させることのできるものかどうか。』（『研究』56頁）と設問される。そして上向序列の「特殊な意味」を立ち入って検討した後に、「上向と下向との必然性のちがいを」、次のように結論される。「まずA地が耕作されていた。需要が増大するかどうかには関係なく、B地が発見されればB地は耕作され始めるであろう。B地が十

分広くてA地の供給を不要にしてしまうのならば別であるが、B地がA地の耕作を不要にするほど広くないならば、A地の一部が耕作されてここに上向序列が成立する。A地が耕作されつくすことは必要でない。だからこの上向序列にとっての必要な偶然は、(1)、劣等地の耕作のあとに優等地が発見されること、(2)、その優等地が劣等地の耕作を不要にするほど広くはないこと、の二つで足りる。……いづれにせよ、上向序列には偶然が不可欠である。こうした偶然は、下向序列には必要でない。優等地と劣等地の両方が与えられていたら優等地の方が先に耕作されるのは当然である。そして需要が増大し、優等地のすべてが耕作されつくしても需要がみたしえなくなったとき、市場価格が高くなって劣等地の耕作が可能になる。需要の増大という要因は必要だが、それさえあれば必然的にその結果が下向序列となる。下向序列には発見というようなことがなく、むしろ劣等地の存在は優等地の耕作以前にわかっていたとしてもさしつかえない。しかも劣等地は、広くても狭くてもどうでもよいのである。」(同62～63頁)

ここで「上向序列にとっての必要な偶然」とは、マルクスの指摘した上向序列が成立するばあいの諸条件を若干訂正し整理したものであるが、その(1)は、先にみたマルクスのいうところの「一般に耕作可能化の耕作が拡大され、そして豊度のより高い諸地所が偶然後に初めてその範囲に入ったということ」に相当する。マルクスのこの叙述も必ずしも意味が明瞭であるとはいえないが、この「偶然後に初めて」耕作されるようになった「豊度のより高い諸地所」とは、先に指摘したように最初にはそういうものとして存在していなかったが、土地所有者によって新たに提供されたものと理論的には想定すべきである。この点日高教授は、大内教授と同様に土地所有を差額地代第一形態で捨象していることと無縁ではないと思われるが、最初から存在していた優良地がたまたま後に発見されたとされている面もあり、不明瞭である。とはいえここではさしあたりは優良地が「偶然」後に耕作圏に入ったということが確認されていればさしつかえない。またその(2)は、最初に紹介した、大内教授が理論的考察においては捨象されるべきであるとされた「歴史的事実」

にほかならないが、そのことが問題となるためにはもともと(1)のことが前提にされなければならないのであるから、日高教授の論述の方が論旨がより明確なものとなっているといつてよい。われわれがここで日高教授を取上げたゆえんである。

ではたして教授が、「上向序列には偶然が不可欠」であり、「こうした偶然は、下向序列には必要でない」とされるのは正しいといえるのであろうか。

だが下向序列の展開にも実は、需要増大に対応して、より劣等な耕地しか与えられないこと、つまりより優等な耕地は新たに提供されなかったという条件が必要なのである。その条件がなければ下向序列もありえないという点では、その序列にも上向序列のばあいと全く同様に「偶然が不可欠」であるとしなければならないのである。「需要の増大という要因は必要だが、それさえあれば必然的にその結果が下向序列となる」といわれるのも、実際には需要の増大にたいして、より優良な耕地が新たに提供されないという偶然を根拠にして「必然的にその結果が下向序列」となったことを無視されたことによるのである。より優良な耕地が適当に新たに存在すれば、必然的にその結果が上向序列になるともいえるのであって、両者は、いずれにせよ偶然な条件を根拠にしていることでは共通なのである。

ようするに、「上向と下向との必然性のちがひ」などはないのである。需要増大に伴う耕作圏の拡大においては、下向序列が必然的で、上向序列は偶然的に展開されるという区別などは成立しえない。このことは資本にとって耕地がもともと土地所有を媒介とする与件としてしかありえないことからすればとうぜんのことなのである。だが日高教授が下向序列の必然性を主張される背景には実は、「論理的序列」としての下向序列という考え方があるのである。「地代が成立するのは、A地でなしにB地に制限性があるからである。下向序列の場合地代が成立するのは優等地に制限性があるためであることはいうまでもない。事実上の上向序列であるか下向序列であるかには関係なく、地代が成立をするための根拠こそ、ここである論理的序列なのである。たとい事実上の上向序列によろうとも、優等地が耕作されるのは劣等地での供給

が制限されているからではなくて、逆に劣等地が耕作されつづけるのは優等地での供給が制限されているからである。ここまでくれば地代は論理的序列としては下向序列によらなければならないことが明らかであろう。地代は、優等条件の自然的制限性を根拠にして成立するのである。」(同66～67頁)

たしかに、教授が「論理的序列」という考え方を示されたのは卓見といえるし、「論理的序列としては下向序列によらなければならない」ということも、全く意味がないわけではない。だが、「論理的序列」とは「結果」においてのみいいうることなのである。「事実上の序列は下向によるのでも上向によるのでも、どちらの場合も底を貫ぬく論理的序列は下向序列であった」(同67頁)といわれる場合には、実は「事実上の序列」とは、さしあたり需要の変化に対応する供給の側の序列であり、「底を貫ぬく論理的序列」とは、一定の需要を前提としたうえでの、供給の側の序列であることが明確にされなければならないのである。前者が「過程」の問題であり、後者が「結果」の問題であることはいうまでもない。ところが日高教授は、「底を貫ぬく論理的序列としては下向序列であるからこそ、事実上の序列については、下向序列が必然的にムリなく展開できたのにたいして、上向序列はいくつかの偶然に恵まれなければならないのである。事実上の序列としては両序列同列にあるようにみえて実はそうでない理由は、底に論理的序列としての下向序列が動かしがたく貫ぬいているからにはかならない」(同)といわれるのである。しかし「過程」においては「底を貫ぬく論理的序列」などはないからこそ先にみたように、「事実上の序列」では下向序列も「いくつかの偶然に恵まれなければならない」のであり、「両序列同列にある」以外にはなかったのである。「事実上の序列については、下向序列が必然的にムリなく展開できた」といわれるのは、「結果」において論理的に下向序列が必然的であることに基づくいわば幻想に他ならなかったのである。

七

日高教授による下向序列の必然性の主張は、大内教授の場合と基本的に同じであり、したがって前者にたいするわれわれの批判は、後者にたいしても

ほとんどそのまま妥当する。

最初にみたように大内教授は、上向序列の場合にそのつど仮定されなければならないこととして、「優等地には、社会的需要にたいする相対的な関係からいえば、せまい限度があり、劣等地の耕作が不可欠であること」をあげられたが、これだけでは実は理論的に不正確なのである。先にも触れたが、日高教授のいわれるように、「劣等地の耕作のあとに優等地が発見されること」という仮定を前提にしてこそはじめて上の仮定も意味をもつのであった。「もし需要が増大したときに新しく優等地が耕作にはいることができるとしたら、需要が増大するのをまたずにその前から優等地が耕作されるはずであろう。というより、劣等地より前に優等地の方が耕作されているにちがいない。としたら、優等地が劣等地の耕作以後のある時期まで耕作されなかったのは、そのときまで優等地であることが認識されなかったか、または優等地でなかったかのどちらかである。」(同57頁)という日高教授の指摘は、「優等地であることが認識されなかった」というようない方を別にすれば、全く正鵠を得たものであり、大内教授がこの点を無視されたことは、教授の立論を実際には極めて不明確なものにしてしまったのである。

したがって大内教授は、優等地の制限性という仮定は「より具体的な、歴史的に与えられた事実を密輸入」することになるといわれるならば、劣等地の耕作のあとに優等地が新たに提供され存在することになったという上向序列に不可欠な他の仮定にたいしても、同様な評価を下さざるをえないであろう。このように考えてくると、他面で教授が、上向序列にたいして下向序列の場合は、理論的に排除されるべき歴史的な事実を「密輸入」する必要は全くなく、差額地代の成立を「無条件に」論証しうるといわれることについても、その問題点はよりはっきりしてくる。つまり、下向序列が需要増大に対応して必然的に展開するということは実は、供給増大に応じるために従来の耕作地に比べてより劣等な耕地しか存在しないこと、いいかえれば、より優等な耕地が、たまたま新たに提供されることがないという仮定がなくしては、ありえないことなのである。とすれば下向序列の場合にも、「より具体的な、

歴史的に与えられた事実を密輸入」せざるをえないことは、上向序列の場合と何ら本質的な区別はないということにならざるをえない。けっきょく教授は、上向序列の想定にたいして、そのような事実の「密輸入」を批判されたのであるが、自身も、下向序列の必然性を主張することにおいて、無意識のままに同様な事実の「密輸入」を行うことになっているのである。

上向序列に不可欠な先の二つの仮定は、要するに土地所有に関する事実他にならない。ある時点で最劣等耕地以下であった土地でも、後には新たに優良地として借地資本家に提供されることがありうるとされる場合に、原理的にはそれに関与しうるのは土地所有だけだからである。だから大内教授が、この仮定を「より具体的な、歴史的に与えられた事実」として、その「密輸入」を理論展開から排除すべきだとされたことは、結果的には、他面で差額地代第一形態では理論的に土地所有は前提されるべきでないと言われたことと平仄は合うことになる。ところがまた、下向序列にも同様に土地所有に関わる条件が不可欠であった。資本にとって新たな優良地が存在しなかったのは、土地所有がそれを提供しなかったからに他ならないからである。この点からすれば、教授が土地所有を前提にしないのに、他方で下向序列を必然的とされることは、論理的に矛盾しているということになる。勿論教授はこういう論理的矛盾に全然気づかれてはいない。その理由はどこにあるのか。

差額地代第一形態では土地所有は、超過利潤の形成に直接的に関与せず、単にその地代への転化の根拠であるにすぎなかった。ここでは、優良な耕地が資本にとって制限されたものとしてあることだけが、地代に転化する超過利潤の形成にとって規定的なのである。したがって一定の需要にたいする供給の論理的序列としては、耕作地の下向序列が、市場価値規定の完全な貫徹という観点からして、理論的に想定されざるをえなかった一方では、土地所有は、耕作地の差等によって生じた超過利潤を地代に転化するだけの消極的な役割しかもたされなかったのである。ところがもともと土地は資本にとって単に自然として対立しているのではなく、優良な耕地も土地所有を媒介して資本家社会に提供されたものに他ならなかった。優良な耕地は、土地所

有によって未墾地の開墾や土地改良によってもたらされる限りにおいて、その制限性も一般の労働生産物とは勿論全く異なるが、決して絶対的ではない。つまり、ある時点で提供され現存する優良耕地に関する限りで、資本にとってのその制限性と土地所有の消極性はいえるにすぎないのである。需要増大に対応する供給増大という資本蓄積の「過程」では、土地所有は、「結果」における超過利潤と差額地代の形成を左右する新たな優良地の提供に関連して、むしろ積極的な役割を果たすのである。こうして、「過程」では、耕作圏の拡大は、土地所有に積極的に媒介されて、上向でも下向でも展開されうるのであって、いずれか一方に必然的とすることは、論理的に不可能なのであった。だから大内教授が、下向序列による差額地代の形成は、土地所有に関わる「歴史的事実」を「密輸入」せず論理必然的に展開され、上向序列による場合は、そのような「密輸入」を余儀なくされると考えられたのは、実は、「結果」においては論理的下向序列は必然性を有し、土地所有は消極的なものとどまるのに対し、「過程」においては、下向であれ、上向であれ、序列における必然性はなく、土地所有は積極性をもつという、差額地代第一形態の総体的構造に基づく錯覚にすぎなかったといえるのである。

八

教授は、「結果」における資本の土地ないし土地所有に対する論理を、そういうものとして限定せず、事実上「過程」の論理的必然性とされてしまったのである。そしてそのことは、けっきょく差額地代第一形態において、理論的に土地所有のもつ意義が明確にされなかった結果であるといわなければならない。ところで、われわれのように土地所有は単なる土地の所有としてでなく、それと共にさらに優良な耕地を資本に対して生産手段として提供することも含意しているとしうるならば、大内教授のいわれる差額地代第二形態における収穫逦減の必然性についても、批判は容易であろう。

農業資本家が例えば第二次、三次と資本の投下を増大していく過程に、土地所有者によって、その耕地に土地改良が施されたとすれば、収穫逦増を

理論的に想定することに関するすべての疑問は解消する。例えば、最初にみた大内教授がいわれる収穫逡増の場合における第二の条件——「収穫の逡増をもたらす技術的改良が総投下資本を合体してひとつの資本たらしめるような性質のものではないこと」——は、土地所有者による土地改良に基づく収穫逡増の場合には、借地資本家の「総投下資本を合体してひとつの資本」とすることには決してならないのであるから、明らかに満たされる。そればかりではない。日高教授のいわれるように、「地代論では技術改善を捨象」(『同』164頁)すべきだという条件も満たされる。資本の観点からは、「技術水準を一定とするかぎり生産性は必ず低落するといってまちがいない」(同153頁)とは必ずしもいえないことになる。資本自体には技術水準に何らの変動がなく、従ってまた、「総投下資本を合体してひとつの資本たらしめる」必要もないが、追加投資について収穫逡増(あるいは収穫不変)が疑いなくもたらされうるのである。

また大内教授があげられるその第一の条件——収穫逡増が農産物の社会的需要をすべて満し「ほかの多くの土地を耕作から追いついてしまうものではないこと」——についても、第一形態について既に指摘したことがほとんどそのままあてはまる。たしかに、収穫逡増の場合に差額地代が生じるためには、農産物の全需要がそれだけで充足されてしまうことはないという条件が必要であるが、この場合にはさらに、この収穫逡増が資本自体によってではなく、土地所有による土地自体の肥沃化によるものであることが前提されなければならない。つまり、資本にとって自然としての土地は、「資本対土地所有という媒介」(『「資」研究』426頁)なしにはありえないことは、第一形態の場合と全く同じなのである。とすれば、仮りに収穫逡減が生じる場合にも、それには土地所有者が、自己の所有する耕地に逡増を可能とする程の土地改良を加えなかったという条件が必要となる。したがって、逡増でも逡減でも大内教授のいわゆる「歴史的事実」——これはつまり土地所有に関連する事実——を「密輸入」せざるをえない点については、何ら変わりはないことになるのである。にもかかわらず、「収穫を逡減的なものとして考える」ならば、

「はじめて無条件的に地代の成立を論証しうる」といわれるのは、つまりと
ころ教授が地代論における土地所有の意義を明確にされなかったために、差
額地代第二形態の成立条件である資本に対する土地の制限性を極めて一面的
ないし固定的に考えられてしまったことによるのである。

近代的土地所有を前提することは地代論の正しい方法をなすのであって、
それ故理論的に収穫の逦減も逦増もいずれも可能性としてあることを想定す
ることは、原理論では捨象されるべき歴史的事実を密輸入することでは絶対
にありえないのである。それは、純粹資本主義社会でも明らかに想定されな
なければならない理論的な事実であるといつてよいのである。

大内教授は、「上向序列ないし収穫逦増というのは、理論的にはあやまって
まぎれこんだ無用の瘤にすぎない」といわれた。だが、序列の上向、下向、
収穫の逦増、逦減を理論的に問題とすることは、そもそも、土地所有を前提
として、その資本に対する原理的な関係をいかに具体的に規定するかという
点に、その目的があったといわなければならない。土地所有自体を捨象する
ことから出発された教授が（同様に日高教授も）、このような差額地代論の課
題を根本的に解決しえなかったのはとうぜんのことなのであった。